

第4回

福岡市緑の基本計画検討委員会

(令和6年12月3日)

目次

1. 検討の手順(案)および第4回委員会の検討事項	1
2. 第3回委員会の委員意見と対応方針（資料より抜粋）	2
3. 国の基本方針について	3
4. 新計画の概要	4

全体構成・みどりの定義・みどりの役割・計画名・基本理念
総括目標・施策方針・成果指標

1. 検討の手順(案)および第4回委員会の検討事項



主な委員意見への対応

本資料

1 みどりの役割（p1）

- みどりの役割のイメージ図について、みどりの各役割が密接に関わりあう表現となるように、今回の検討委員会の資料でお示ししている。

P5

2 “子ども・若者”の視点（p2）

- 「子ども・若者」の定義は、福岡市子ども総合計画と整合を図り、緑の基本計画の中でも定義づけを行う。

3 “共働”の拡大（p2～p3）

- 福岡市における、高齢者人口の増加とともに単独世帯も増加している傾向を踏まえ、今後のみどりに関する共働の拡大に向けて、特定の組織や団体等に属さない「個人」に対しても意識の啓発や機会の創出が重要であり、緑の基本計画の中にも取り入れていく。

P9

4 特色あるみどりの創出（p4）

- 福岡市らしさは、第10次福岡市基本計画の空間構成目標のめざす姿において「コンパクトでコントラストのある都市の実現」を掲げているように、今後のまちづくりにおいても、例えば、みどりを保全するエリアと創出するエリアなど、地域ごとで様々なバリエーションを生み出し、まち毎の特色を強めていきたいと考えており、緑の基本計画の中でも分かりやすい表現で示していく。

P9

5 二酸化炭素吸収量・排出削減量（p5）

- カーボンニュートラルやゼロカーボンを巡る国の動向などを踏まえ、二酸化炭素吸収量・排出削減量に関する指標については、引き続き、総括目標として掲げるものとする。その評価方法については、近年の知見を踏まえ見直しを検討し、今回の検討委員会の資料でお示ししている。

P7

6 みどりの質の評価（p5～p6）

- 前回お示した緑視率については、みどりの質を評価するモニタリング指標として今回の検討委員会の資料でお示ししている。

P8

7 民有地緑化の推進（p7）

- 民有地の緑化は、現在様々な手法を用いて推進しており、今後は今以上に公共施設だけではなく民有地緑化の推進も重要なものになると考えていることから、今回の検討委員会の成果指標でお示ししている。

P9

8 山林・林縁部に関する指標（p7）

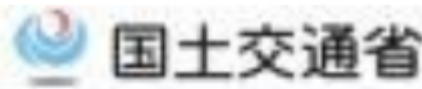
- 山林に関する指標については、福岡市農林業総合計画などの関連計画を踏まえ、今回の検討委員会の成果指標でお示ししている。

P9

9 みどりにおけるDX推進（p8）

- みどりにおけるDX推進については、他都市の導入事例等も踏まえ検討し、取り入れられるものから積極的に取り入れていく。

緑の基本方針(案)の概要



意義	気候変動対策	生物多様性の確保	Well-beingの向上	都市のレジリエンスの向上	歴史や文化の形成、美しい景観の創出、環境教育・生涯学習の場としての活用	都市における生産機能、循環型社会への寄与	ESG投資の拡大、気候関連・自然関連情報開示への対応
全体目標	将来的な都市のあるべき姿「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市」 国全体として都市計画区域を有する都市の緑地を郊外部も含め保全・創出し、そのうち市街地については緑被率が3割以上となることを目指すとともに、都道府県が定める全ての「緑の広域計画」及び市町村が定める全ての「緑の基本計画」において、以下の3つの都市の実現に向けた取組及び関連する指標等を位置づけることを促す						
個別目標	環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市 CO ₂ の吸収源としての役割を担う緑地の保全・整備・管理及び緑化の総合的な取組を推進することにより、カーボンニュートラルの実現に貢献		人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市 緑地の確保を進めるとともに、適切な樹林更新等による緑地の質の向上を図り、緑地を生態系ネットワークとして有機的に結びつけることで、広域レベルでの緑地の量的拡大・質的向上を推進する		Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市 地域の実情に応じた緑地の質・量の確保を図り、精神的・身体的な健康の増進、コミュニティの醸成、都市のレジリエンスの向上等のグリーンインフラとしての多様な機能を発揮させていく		
推進の視点	多様な主体の連携、各主体の役割分担 国、都道府県、市町村、都市緑化支援機構、教育・研究機関、民間企業・事業者等、NPO法人等、都市の住民の各役割に応じた連携、分担等				多様な資金、体制等の確保 民間からの投資、寄附金の受入れなど多様な資金の確保、官民連携などによる体制の確保等や、これらを支える仕組みが必要		
	緑地の更なる充実 より質を重視した保全・活用を実施するとともに、生物多様性の確保、景観・歴史文化の形成等にも考慮し、樹木の更新等を計画的に実施						
	緑地の広域的・有機的なネットワーク形成 気候変動対策、生物多様性の確保、Well-beingの向上に向け、グリーンインフラとしての多様な機能を一層発揮するため、各主体が連携し広域的な緑地のネットワークを形成						
実現のための施策	都道府県の「緑の広域計画」、市町村の「緑の基本計画」の策定促進						
	行政による持続性の担保された公的な緑地の確保の推進 ・ 特別緑地保全地区の拡大・質の向上（機能維持増進事業等）への支援 ・ 都市公園等の公的空間における緑地の確保・緑化の推進 ・ 地方公共団体に対する技術的支援				民間による緑地の保全・創出の促進 ・ 良質な緑地への民間投資を促進する環境整備 ・ 民有地における更なる緑地の創出に向けた各制度の活用等の促進 ・ 都市農地の保全に向けた各制度の活用等の促進		
	価値観の醸成、多様な主体の参画・協働の促進に向けた普及啓発、環境教育の推進						
都道府県	「緑の広域計画」の策定と計画に基づく各取組の実施 ・ 一つの市町村を超える広域的な見地から、広域計画を策定 ・ 都道府県における緑地の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的に示し、計画的かつ積極的に当該措置を実施（都市公園の整備・管理、特別緑地保全地区や緑地保全地域等の制度の活用等）				市町村 「緑の基本計画」の策定と計画に基づく各取組の実施 ・ 地域の実情をよく把握している基礎自治体として、基本計画を策定 ・ 市町村における緑地の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的に示し、計画的かつ積極的に当該措置を実施（都市公園の整備・管理、特別緑地保全地区や緑地保全地域、生産緑地地区、緑化地域等の制度の活用等）		
	コンパクトなまちづくり等都市の特性等に応じたまちづくりの取組との連携 まちづくりDXとの連携等						

全体構成

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景と目的

2 みどりの基本計画とは

3 本計画における「みどり」の定義

4 みどりの役割

5 計画の位置付け

6 計画の期間

7 計画の構成

コラム形式で概要を紹介

・第10次福岡市基本計画

・福岡市都市計画マスタープラン

・福岡市環境基本計画（第四次）

第2章 みどりの状況と課題

1 社会動向

（1）世界の動向

・Well-being

・SDGs

・カーボンニュートラル

・ネイチャーポジティブ

（2）国の動向

・都市緑地法等の改正

・グリーンインフラの推進（流域治水の考え方）

・緑とオープンスペースの基本的考え方

（3）福岡市を取り巻く社会環境の変化

・人口構造の変化

・気候の変動（気温上昇、豪雨激甚化）

2 福岡市のみどりの状況

（1）みどりの特徴

（2）みどりの変遷

（市全域・区域区分・町丁目・土地利用別・構成要素別・持続性のあるみどりの推移等）

（3）市民意識

3 福岡市のみどりの課題

第3章 基本理念とみどりの将来像

1 基本理念

2 みどりの将来像

3 将来像を実現するための基本方向

（基本方向ごとの方向性・配置計画図等）

4 総括目標

第4章 計画推進に向けた方策

1 施策方針

2 施策内容・成果指標

（1）基本方向1：みどりの骨格を守る

✓ Fukuoka Green NEXT等

（2）基本方向2：海と山をみどりの回廊で結ぶ

（3）基本方向3：みどり豊かな拠点を創る

✓ 都心の森1万本プロジェクト、一人一花運動、Park-PFI等

（4）基本方向4：身近なみどりを活かす

✓ コミュニティパーク事業、インクルーシブな子ども広場整備等

（5）基本方向5：みどりで安全・安心なまちを支える

（6）基本方向6：行政・市民・企業など様々な主体がみどりのまちづくりに携わる

✓ 都心の森1万本プロジェクト、一人一花運動等

3 リーディングプロジェクト ※考え方を記載

4 緑化重点地区及び保全配慮地区の方針

（1）緑化重点地区

（2）保全配慮地区

第5章 区別計画

第6章 計画の進行管理

<参 考>

■ 都市緑地法（第4条第2項）に列举する項目

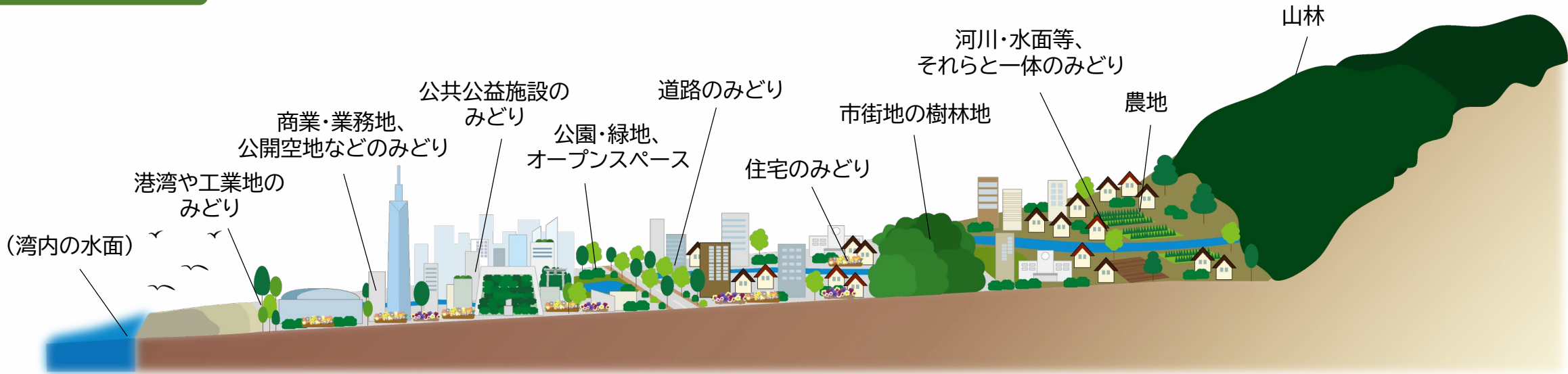
1.緑地の保全及び緑化の目標	第3章4
2.緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項	第4章1
3.都市公園の整備及び管理の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項	第4章2(4)
4.特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項で次に掲げるもの 4-1 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項 4-2 土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項 4-3 管理協定に基づく緑地の管理に関する事項 4-4 市民緑地契約に基づく緑地の管理に関する事項その他特別緑地保全地区内の緑地の保全に関し必要な事項	第4章2(2)
5.生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項	第4章3(5)
6.緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項	第4章3(2)
7.緑化地域における緑化の推進に関する事項	制度がないため不記載
8.緑化地域以外の区域であつて重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項	第4章4

■ 都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針

機能維持増進事業実施の方針（特別緑地保全地区内）他	第4章2(2)
---------------------------	---------

4. 新計画の概要

みどりの定義



みどりの役割

○環境の保全

- ・CO₂の吸収・固定
- ・生物多様性の保全・回復・創出
(生物の生息・生育環境の確保)
- ・健全な水循環の確保
(雨水の貯留浸透、水源涵養)
- ・大気の浄化、騒音・振動の吸収
- ・緑陰形成、ヒートアイランド現象緩和



○子育て・教育への寄与

- ・子ども・若者の健全な育成の場の提供
- ・環境教育等の学びの場の提供



○魅力的な景観の形成

- ・季節感のある美しい街並みの形成
- ・福岡らしい風景の創出



○防災・減災への貢献、災害時の安全・安心の提供

- ・雨水流出の抑制(浸水被害の軽減)
- ・防風、土砂流出防止、延焼防止
- ・災害時の避難地、防災拠点



○文化芸術や歴史の継承

- ・地域の歴史・文化の継承
- ・アート・芸術活動の拠点



○Well-beingの向上

- ・ストレス緩和とリラックス効果をもたらす癒し
- ・多様な活動(休養、憩い、運動、遊び、健康・福祉増進、自然とのふれあい)の場の提供
- ・コミュニティ活動の拠点、市民参画の場



○まちの賑わいや豊かな暮らしの創出

- ・人を呼び込み、賑わいや活力、魅力を創出
- ・観光客や市民、企業の交流の拠点
- ・様々な好循環(森林資源、農水産物)により豊かな暮らしを創出



4. 新計画の概要

計画名・基本理念

●福岡市 緑の基本計画（H11.2策定）

1999年

自然と共生する「花と緑の国際文化都市」をめざして

●福岡市 新・緑の基本計画（H21.5策定）

2009年

風格ある緑豊かな環境共生都市・福岡をめざして
～市民・地域・企業とともに～

●福岡市 みどりの基本計画（R7年度策定予定）

2025年～2026年

前提となる考え方

- これまでの基本理念の継承
- 他計画との整合：10次福岡市基本計画、福岡市都市計画マスタープラン等
- 今回の改定方針：みどりに対する考え方（みどりを大切にする姿勢の明確化、子ども・若者の視点の追加、共働の拡大、特色あるみどりの創出）の明文化
- 国の基本方針：将来的な都市のあるべき姿「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市」
- 福岡市らしさ：市の象徴的な事業（一人一花運動、都心の森1万本プロジェクト等）とのリンク



多くの人々にみどりの取組みに積極的に携わってもらうために、分かりやすい表現で、福岡市らしい理念を設定

案①

みどり豊かな
ぬくもりのあるまち・
福岡をめざして
～花と緑でまちづくり～

案②

人と自然が共生し、
みどり豊かな活力あるまち・
福岡をめざして

案③

人と自然が共生し、
みどり豊かなぬくもりのあるまち・
福岡をめざして
～花と緑でまちづくり～

【考え方】

- みどりの保全・創出を「みどり豊かな」と表現
- Well-beingの実感を「ぬくもりのある」と表現
- 副題で「みどり」の内訳である「花」と「緑」を説明（一人一花運動と都心の森1万本プロジェクトを表現）

【考え方】

- 山と自然に囲まれたコンパクトシティである福岡市の特徴を「人と自然の共生」と表現（国の基本方針と重複）
- みどりの保全・創出を「みどり豊かな」と表現
- 元気なまちとして評価される福岡市を「活力ある」と表現

【考え方】

- 案①と案②をかけあわせたもの

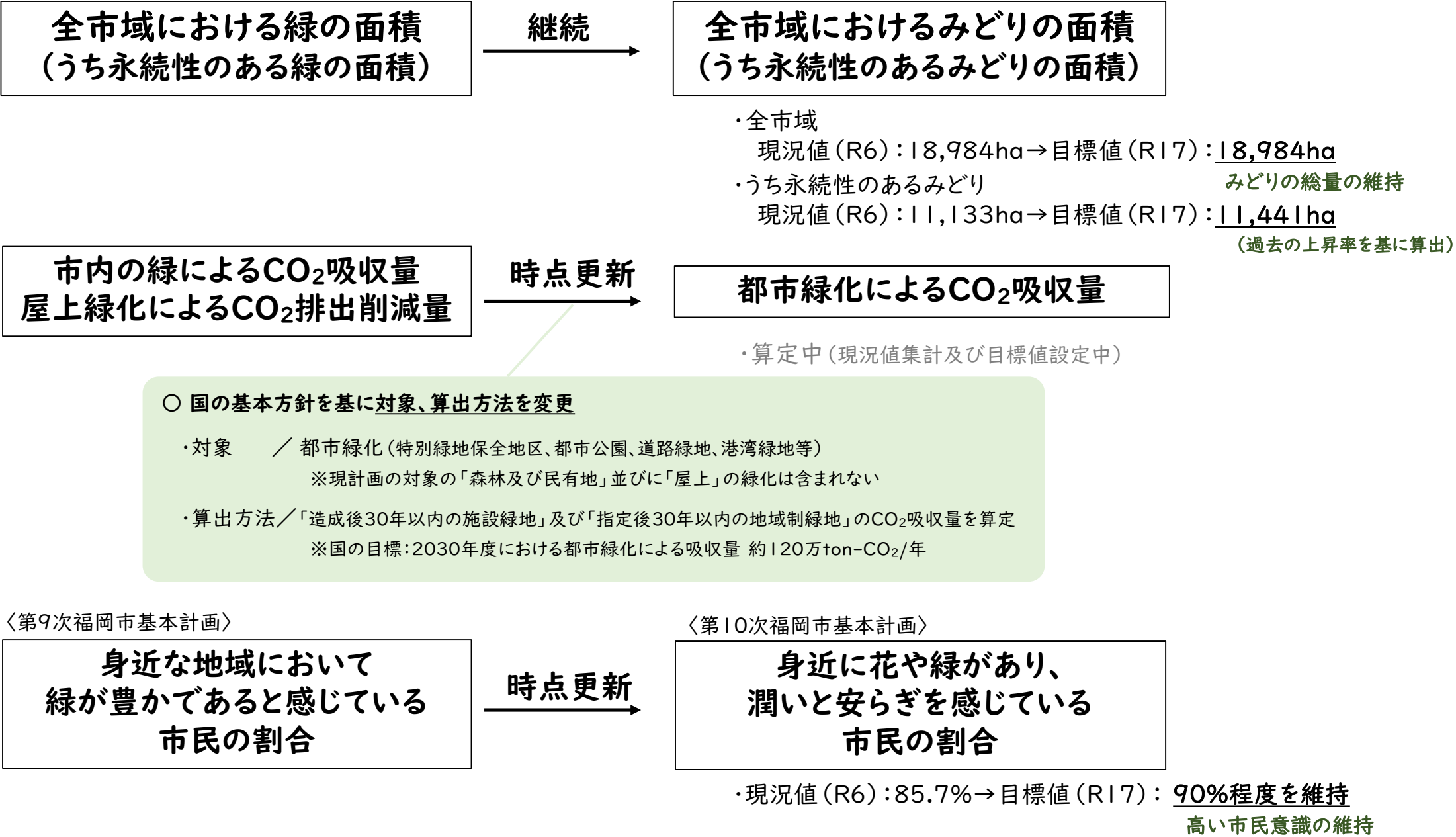
総括目標

みどりの量の維持・増大

みどりの質の向上

＜現計画＞

＜新計画（案）＞



【参考】緑視率(視界の中のみどりの割合)：モニタリングの実施

背景・目的 / ・緑被面積が増加する一方、身近な地域において、みどりが豊かであると感じている市民の割合は、直近10年間では約30%前後と、ほぼ横ばい
・身近にあるみどりの実感に向けて、従来の緑被率ではカウントできない、鉛直方向の目に見えるみどりを把握し、まちなかのみどりの変化をモニタリングすることで、施策立案の参考にするもの

対象箇所 / ・市民や来街者等、多くの人々にみどりを実感してもらえる場所 例) 各区の拠点 (香椎・千早・大橋、西新・藤崎・シーサイドももち) など
・都心部等の再開発で、今後まちの景観が変わる場所 例) 天神・博多駅周辺、箱崎など

4. 新計画の概要

施策方針

これまで示した「改定の方向性(施策の内容)」を改めて「施策方針」及び「主な施策」として整理

▼これまで(第2回・第3回)提示

▼今回(第4回)整理

基本方向の要素		改定の方向性(施策の内容)
基本方向1	みどりの骨格を 守る	- 市街化区域における樹林地・農地の保全 - 自然を大切にする取組みの継続と、森林、博多湾、干潟などの保全 - 森林の面積を維持するとともに、植生の多様性を回復させて緑の質の改善 - 災害の防止など森林の持つ公益的機能の維持向上や、生態系の保全、ネットワークの形成など生物多様性への配慮の観点からの、適切な維持管理による森林による自然環境の保全 - 担い手(林業従事者)の育成など、林業を安定させる仕組みづくり
基本方向2	海と山を みどりの回廊で 結ぶ	- 人口増加に伴う宅地造成により農地が減少する状況下での緑被面積の確保 - 民有地の緑も含めた市内の緑(樹林地、河川、農地など)のネットワーク化 - 適切な維持管理による大気の浄化や騒音の緩和など、緑による生活環境の改善
基本方向3	みどり豊かな 拠点を創る	- 都心の公園・水辺空間において憩いや賑わい・観光・歴史・文化芸術等の拠点創出 - アジアの玄関口として、賑わいや憩いの場とする観点を踏まえ、大規模な公園において集客を促進 - 民との連携による公園の利便性や魅力の向上 - 公園や道路等への植栽や管理の充実、ビルの建替えに伴う緑の導入など、官民による都心部等の緑化推進
基本方向4	身近な暮らしの中の みどりを活かす	- 今後の人口構成を踏まえ、子どもの遊び場や市民の憩いの場等となる公園の整備や適正配置 - 子ども等が安心して遊べる環境のため公園の適切な維持管理や利用ルールの柔軟化 - 健康増進や子育てなど、公園における多様なニーズへの対応 - 公園に親しみをもってもらうため、公園の利活用を促進 - 住宅地をはじめとする民有地や公益施設における緑化の推進のあり方について検討 - 街路の緑化推進と適切な維持管理の充実
基本方向5	みどりで安全・安心 なまちを支える	- 緑が持つ透水、保水といった災害の防止や暑熱緩和につながる多様な機能の確保、活用 - 防災拠点となる公園の整備の継続 - 市民への適切な情報発信
基本方向6	行政・市民・企業 など様々な主体が みどりのまちづくりに 携わる	- みんなが自由で楽しく緑のまちづくり活動に参加できる環境づくりや仕組みづくり - 今後の担い手確保やマネジメントのあり方も見据えた、官民連携の推進 - 緑についての市民・企業への情報発信とまちづくり活動への参画促進 - 担い手の継続的な活動を支援するための、ソフトウェア(活動)とハードウェア(整備)の好循環の構築 - 市内部における各部署の連携強化による全庁的な緑化推進体制及び進捗管理方法の構築

施策方針	主な施策
(1)「森の緑地環」と「みどりの腕」を守る (2) 森林・樹林地のみどりを楽しみ、活かす (3) 博多湾水際帯のみどりを守り、つなぐ	- 森林・樹林地等の適正な保全・育成 - 健全な自然環境の保全に向けた啓発 - 市民・企業等との共働による森づくり - 海岸林、干潟等の保全
(1)「みどりの水脈」を充実させる (2)「みどりのみち」を充実させる (3) 農地を守り、農と親しむ	- 河川沿いの緑地整備 - 街路樹の植栽と適正管理 - 市街地の緑地の保全 - 農地の保全・活用
(1) 都心部等に魅力的なみどりをつくる (2) みどりで歩いて楽しいまちをつくる (3) まちの魅力にみどりで磨きをかける	- 憩いや賑わいの拠点創出 - 民間ビル等における緑化支援 - 街路樹の植栽と適正管理 再掲 - まちなかの花壇の整備・運営 - 特色あるみどりの創出 - 民間活力の導入
(1) 誰もが愛着を持てるみどりをつくる (2) みどりで生活に彩りや潤いをもたらす (3) 歴史文化遺産を守り、彩り、継承する	- 公園等の適正な維持管理 - 身近な公園等の整備 - 誰もが楽しめる公園等の整備(インクルーシブ、スポーツ等) - 公共施設や住宅地等の緑化推進 - まちなかの花壇の整備・運営 再掲 - 風格ある歴史的景観の持続可能な保全(保存樹、風致地区等)
(1) 災害を防止するみどりを充実する (2) 災害時に機能するみどりをつくる (3) 誰もが安全・安心に利用できるみどりにする	- 街路樹の植栽・適正管理 再掲 - 公園等の整備(雨水浸透・貯留機能の拡充) - 避難場所や避難路となるみどりの確保 - 公園等の防災機能の広報啓発 - 公園等のバリアフリー化の推進
(1) みどりに対する関心を高める (2) みどりのまちづくり活動への参加を促進する (3) みどりに携わる人材を育成する	- 花による共創のまちづくりの促進 - 市民・企業等との共働による植樹運動 - イベントの充実や情報発信の強化 - 環境学習の推進 - 多様な主体が活動できる場の提供 - 持続可能な管理体制の構築(活動支援や新たな担い手確保等) - みどりに携わる人材の能力向上

4. 新計画の概要

成果指標

凡例／●：客観指標、○：主観指標、市こ福環農：計画関連指標（市民局、こども未来局、福祉局、環境局、農林水産局）

基本方向の要素		項目	単位	現況値 (R6)	目標値(案) (R17)	備考
基本方向1	みどりの骨格を 守る	●永続性のある樹林地の面積	ha	6,678	6,730	継続して保全・創出に努める（過去の上昇率を基に算出） H19:6,642ha→R4:6,678ha
		●市街化区域における永続性のある樹林地の面積	ha	126	126	過去10年で減少しているため、現況の面積確保に努める H19:138ha→R4:126ha
		●スギ・ヒノキ林の主伐及び広葉樹等への植替え面積 農	ha	(調査中)	(調査中)	今後、農林業総合計画等の関連計画の動きを踏まえて決定
		●絶滅危惧種等の確認種数(仮) 環	ha	(検討中)	(検討中)	今後、環境基本計画等の関連計画の動きを踏まえて決定
		○生物多様性の意味を理解しその保全につながる行動をしている市民の割合(仮) 環	%	19.9	(検討中)	今後、環境基本計画等の関連計画の動きを踏まえて決定
		○山林のみどりが豊かであると感じている市民の割合	%	74.1	85.0	関連事業を継続していく（過去の上昇率を基に算出） H19:59.1%→R5:74.1%
基本方向2	海と山をみどりの 回廊で結ぶ	●河川水辺等、道路のみどり、特に保全すべき農地の面積	ha	2,882	2,902	関連事業を継続していく（過去の上昇率を基に算出） H19:2,862ha→R5:2,882ha
		○河川の水辺のみどりが豊かであると感じている市民の割合	%	70.3	85.0	関連事業を継続していく（過去の上昇率を基に算出） H19:51.3%→R5:70.3%
		○道路のみどりが豊かであると感じている市民の割合	%	72.9	85.0	関連事業を継続していく（過去の上昇率を基に算出） H19:55.6%→R5:72.9%
基本方向3	みどり豊かな 拠点を創る	●都心部の緑被面積、緑被率	ha %	100 約11	103 約11	緑化推進事業の拡充を検討（現計画の目標を継承）
		●都心部の植樹本数（中高木）	本	1,394	10,000	街路樹などの植樹や苗木配布等による新植誘導を図る
		●新たに壁面緑化等を実装した民間ビルの数	棟	0	250	緑化推進事業の拡充を検討
		●民間活力により魅力的な公園施設を導入した公園の数	箇所	4	15	Park-PFI制度の活用など、みどり資産の価値向上に取り組む
		○都心部の花や緑が豊かであると感じている市民の割合	%	52.8	75.0	現計画の目標（50%）は達成しており、75%(3/4人)を目指す
基本方向4	身近な 暮らしの中の みどりを 活かす	●公共公益施設のみどりの面積	ha	612	682	継続して保全・創出に努める（過去の上昇率を基に算出） H19:531ha→R4:612ha
		●民有地のみどりの面積	ha	1,312	1,312	過去10年で減少しているため、現況の面積確保に努める H19:1,357ha→R4:1,312ha
		○身近なところに公園があると感じている市民の割合	%	90.1	90%程度を 維持	身近な公園の創出に努め、90%程度を維持する
		○地域の公園に親しみを感じている市民の割合	%	70.1	80.0	関連事業を継続していく（過去の上昇率を基に算出） H19:47.1%→R5:70.1%
		○地域の公園で子どもが安心して遊べると感じている市民の割合 こ	%	73.0	90.0	関連事業を継続していく（過去の上昇率を基に算出） H19:47.5%→R5:73.0%
基本方向5	みどりで 安全・安心なまちを 支える	●避難場所（地区・広域避難場所）として指定された公園数	箇所	121	126	避難所となる公園の創出を進めていく
		●園路及び広場をバリアフリー化した公園数 福	箇所	57	97	既存公園のバリアフリー化を進めていく
		●地域の防災活動への参加率 市	%	22.2	30.0	市民局と連携し、公園の防災機能の広報啓発に努めていく
		○地域の公園で子どもが安心して遊べると感じている市民の割合 こ 再掲	%	73.0	90.0	関連事業を継続していく（過去の上昇率を基に算出） H19:47.5%→R5:73.0%
基本方向6	行政・市民・企業 など様々な主体が みどりのまちづくりに 携わる	●新たに地域や企業等と連携していく公園の数	団体	0	100	地域や共働による公園づくりを進める事業を拡充していく 対象：公園愛護会、コミュニティパーク事業など
		●一人一花運動関連制度への登録数	団体	1,202	2,160	関連事業を継続していく（過去の上昇率を基に算出） 対象：ボランティア花壇、おもてなし花壇（企業協賛）など
		●新たに市民や企業が主体となって緑化を行った件数	件	0	1,000	緑化推進事業の拡充等により、市民や企業との 共働によるみどりのまちづくりを進めていく
		○福岡市の街並みは、花で彩られていると感じている市民の割合	%	(調査中)	(調査中)	市民・企業等とともに花による共創のまちづくりを目指す ため、一人一花運動等の取組みを拡充していく